

秋田県訓令第一号

許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十年三月三十日

秋田県知事 佐竹 敬 久

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

許認可等事務処理日数設定規程の一部を改正する訓令

許認可等事務処理日数設定規程（昭和四十年秋田県訓令第三号）の一部を次のように改正する。
別表地方独立行政法人法の項を削る。

附 則

この訓令は、平成三十年四月一日から施行する。